

申請要領

① 泉南市ホームページの、

ホーム>各課のご案内>福祉保険部>障害福祉課>障害福祉課からのお知らせ

>泉南市物価高騰対策障害福祉サービス事業所等支援給付金について

にアクセスし、「泉南市物価高騰対策障害福祉サービス事業所等支援給付金申請

(請求)書作成フォーム(EXCEL)」をダウンロード。

②作成フォームに必要事項を記入のうえ、記載内容が様式第1号に反映されて

いることを確認。

② 作成したファイルをEメールで、kousyou-f@city.sennan.lg.jp宛に提

出(メールタイトルは、「(法人名)泉南市物価高騰対策障害福祉サービス事

業所等支援給付金申請(請求)書)、若しくは、紙媒体で、泉南市物価高騰

対策障害福祉サービス事業所等支援給付金申請(請求)書作成フォーム及び

様式第1号を泉南市役所 障害福祉課 担当 宛に提出。

注意事項

申請は法人単位で行うこと。

補足説明

●支援金は、各施設等種別ごとに交付するものとする。

例1 法人が、居宅介護と重度訪問介護と同行援護を行っている場合

→居宅介護事業所として、50,000 円にて申請

例2 法人が、特定相談支援事業所と就労移行支援と就労継続支援 B 型を行っている場合

→特定相談支援事業として 50,000 円、就労移行支援と就労継続支援 B 型は同一種別のため、150,000 円にて申請となり、計 200,000 円にて申請

例3 法人が、複数の共同生活援助を行っている場合

→市内事業所の定員数を合計し、各定員数の金額にて申請。

※市外にある事業所の定員は含まない。

●訪問系・通所系事業所の交付対象施設が、介護保険法の訪問介護・通所介護を実施しており、泉南市物価高騰対策介護サービス事業所等支援給付金の交付を受ける場合は、この要綱の規定による支援金は交付しないものとする。

例1 法人が介護保険法に基づく訪問介護と障害者総合支援法に基づく居宅介護と重度訪問介護を行っている場合

→介護保険法に基づく訪問介護を優先として、長寿社会推進課にて申請

例2 法人が障害者総合支援法に基づく居宅介護のみを行っている場合

→障害福祉課にて申請